

# 令和6年度 南あわじ市放課後児童クラブ（学童保育） 児童募集

※南あわじ市では「放課後児童クラブ」を「学童保育」の名称で開設しています。

小学校の授業終了後、保護者が労働等により昼間家庭を留守にする児童を対象に学童保育を開設し、児童の健全育成を図っています。学童保育は、主に学校敷地内にある施設を利用して、年齢の異なった子どもたちの放課後の生活や遊びの場を提供します。※学童保育では、学習指導は行いません。

**【対象児童（利用可能なご家庭）】** 小学校1年生から6年生までの留守家庭児童

## 【利用申請書類の配付開始日・配付場所】

令和5年12月20日（水）から体育青少年課、各学童保育所、対象小学校区の保育所（園）・こども園・幼稚園にて配付します。

## 【利用申請書の受付】

### ◆4月からの入所

**受付期間** 令和6年1月4日（木）～令和6年1月19日（金）

- ★現在利用児童…現在利用している学童保育 13:00～18:00（土・日・祝日を除く）
- ★新1年生（現在保育所等の年長組）…保育所（園）、こども園、幼稚園 開所時間内（対象小学校区のみ）
- ★新規利用児童…体育青少年課 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）
- ・利用申請書提出後に必要なくなった場合は、提出済みの申請書の取消しを体育青少年課へご連絡ください。
- ・利用申請書に記載された内容に変更（勤務先の変更等）がある場合は、証明書類の再提出が必要です。

### ◆上記以外の入所希望について

- ・夏休みのみの利用希望の方は、令和6年5月13日（月）～5月24日（金）の期間に申込みをしてください。
- ・年度途中の入所（7・8月以外）を希望される方は、入所を希望する月の1カ月前までに申込みをしてください。  
《年度途中及び夏休みの利用については、希望する学童保育所の定員に空きがあれば入所できます。》  
\*申請用紙の配付及び申請書の提出先は、体育青少年課となります。

## 【利用申請に必要な書類】

- ① 学童保育利用申請書……………児童1人につき1枚
- ② 家庭調査票……………児童3人まで記入可
- ③ 利用申請書に添付する書類…兄弟姉妹はご家庭に1枚とし、年下児童の申請書に添付
  - ・就労の場合 勤務証明書（就労予定者は、就労予定書）
  - ・病気の場合 診断書等疾病を証明する書類（医師の所見が必要）
  - ・その他の入所できる要件にかかる書類については、体育青少年課までお問合せください。

※証明書類は、父母だけでなく、18歳以上の同居する家族全員について提出してください。

同敷地内もしくは同敷地内で番地が異なる場合も同居する家族とみなします。

### ◇注意事項◇

- ・障がいのある児童及び発達障害の診断のある児童については、事前に体育青少年課にご相談ください。また、利用申請書の「児童の健康状態」欄に、障がいの程度や主な症状をご記入ください。医療行為を必要とする場合は、学童保育では受入れできません。
- ・保護者の勤務日数が週3日に満たない場合や就労時間が午後3時前後に終わる場合、ご家庭において児童を見ることのできるご家族がいる場合は、入所の対象にならないことがあります。
- ・受入れ可能な児童数を超えた場合は、利用調整をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出書類に不備がある場合は、入所許可ができない場合もありますので、提出に際しては、必ず必要事項が記載できているか確認してから提出してください。
- ・過去に利用料の滞納がある場合は、入所許可できません。

## 【開所日・時間】

◆通常授業時：月曜日～金曜日 授業終了時から午後6時まで

◆長期休暇中：月曜日～土曜日 午前8時から午後6時まで（お弁当持参）

※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は開設しません。

※学校行事の振替による平日休校日の開設時間は、午前8時から午後6時までです。

※警報・学級閉鎖等で休校となった場合は、開設しません。

※帰宅の際は、保護者がお迎えにきてください。安全上、児童だけの帰宅は認めません。長期休暇中は、保護者が送迎をお願いします。

## 【学童保育開設場所・定員・対象小学校】

学童保育名	開設場所	定員	対象小学校
榎列学童保育 すまいるクラブ	榎列小学校内	30名	榎列小学校
市学童保育 すきっぷクラブ	市学童保育所	65名	市小学校
賀集学童保育 きらきらクラブ	賀集小学校内	20名	賀集小学校
松帆学童保育 ハッピークラブ	認定こども園松帆南内	25名	松帆小学校

※志知小学校については、送迎型の学童保育を実施しています。実施場所はアフタースクール湊（湊小学校内）です。

## 【利用料（月額）】

- ◆通 常……5,000円（8月のみ7,000円）
- ◆休所時……3,000円（暦1月単位で自己の都合で休む場合）
- ◆減 免……生活保護受給世帯もしくは就学援助受給世帯に該当する場合は、必要書類及び減免申請書を提出することにより、利用料が減額、または免除となります。

## 利用期間

保護者及び同居家族の状態により利用期間が決まっています。

入所要件	入所期間
就労	就労する期間
就労予定	入所した日から2カ月以内。ただし、この間に勤務を開始し、勤務証明書を提出した場合は期間を延長します。
就学	就学する期間
出産	産前1カ月、産後3カ月
看護・介護・病気・障がい	入所を必要とする期間

※保護者が育児休業中の場合は、入所対象外です。

## 利用決定

- ・利用決定については、書類のほか必要に応じて実態調査、面談を行ったうえで、入所の可否を判断します。なお、入所審査・決定については低学年優先とします。
- ・結果は、2月中に「学童保育（許可・却下）利用決定通知書」にて郵送で通知します。
- ・定員を上回り調整が必要な場合は、1月下旬に個別に連絡します。

## 問合せ先

南あわじ市教育委員会 体育青少年課（市役所第2別館2階）

TEL：0799-43-5234



## 保護者説明会

利用決定者へ利用の詳細についての保護者説明会は以下の日程で行う予定です。

- 3月12日（火） 【市・榎列】 : 中央公民館
- 3月13日（水） 【松帆】 : 湊地区公民館
- 3月14日（木） 【賀集】 : 北阿万地区公民館

※開催時刻については19時を予定しております。（約1時間程度）

各学童保育の拠点により、ルールが若干異なりますので、**必ずご出席**いただき、不明な点は各学童保育の支援員にご確認ください。